

29西総総第75号

平成29年4月27日

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例等の改正について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号）第25条第2項第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）の改正に伴い、西東京市個人情報保護条例及び西東京市特定個人情報条例（以下これらを「市条例」という。）を以下の方針のとおり改正することについて

- (1) 行個法の改正を踏まえ、市条例の個人情報の定義に「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」を追加し、それぞれの取り扱いについて規定を整備する。
- (2) 行個法の改正事項のうち、「非識別加工情報の提供等」に関しては、今後、制度導入に係る課題等の整理を行うこととし、現時点では市条例の改正は行わないこととする。

2 行個法の改正内容

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）により、行個法が改正され、平成29年5月30日から施行される。改正内容は、主に以下の3点である。

(1) 個人情報の定義の明確化

個人情報の定義を明確化するため、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの等を「個人識別符号」と定義し、「個人情報」には、「個人識別符号」が含まれることが明確化された。

(2) 要配慮個人情報の規定の新設

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った

事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報を「要配慮個人情報」と定義し、その他の個人情報と異なる取扱いをすることが規定された。

(3) 非識別加工情報の規定の新設及び目的規定の改正

非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型及び提供の仕組みを新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律のもと、自由な流通・利活用を促進することとされ、目的規定に新たな産業の創出等個人情報の有用性への配慮する旨が追加された。

3 市条例の改正方針

(1) 個人識別符号及び要配慮個人情報に関する規定の追加について

上記 2 の行個法改正のうち、(1) 及び(2) に掲げる内容については、市における個人情報保護の拡充に資すると考えられること、及び個人情報の定義を国と一致させることが望ましいと考えることから、市条例に個人識別符号及び要配慮個人情報の定義規定を新設するほか、既存の個人情報の取扱いとの整合性を図るため規定を整備する。

(2) 非識別加工情報の規定の新設及び目的規定の改正について

上記 2 (3) に掲げる非識別加工情報の仕組みについては、将来的に全国的な導入が要請されることが予想されるが、総務省の地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会（第 5 回（平成 29 年 3 月 29 日開催））において示された検討会報告書（案）によれば、地方公共団体の規模の多様性、導入に係る専門知識の必要性等を踏まえ、準備の整った地方公共団体から当該仕組みを導入していくことが適当であるとしつつ、都道府県、政令指定都市の牽引により地方公共団体全体として当該仕組みの円滑な導入が図られることが期待されるとしている。

さらに、導入に当たっては、非識別加工情報に係るニーズの把握や市民の不安の払拭、市民参加手続等、より丁寧な手続を経ることが不可欠であり、本市における現段階での導入は尚早であると考えます。

よって、非識別加工情報の仕組みの導入に係る市条例の改正については、今後の検討課題と位置付け、検討会報告書の内容並びに都及び近隣自治体の動向を注視した上で、導入の要否を判断することとしたい。

以上のことから、審議会に諮問するものである。

以上